

預金口座振替について

2025年1月1日現在

1. 貴行にあいぎんV i s aデビット利用にかかる利用代金および年会費、諸手数料、諸費用等の支払いの請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書通りの金額をこの預金口座から引き落としのうえ支払ってください。この場合、預金規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出はしません。
2. 振替日において、請求書金額が預金口座から払戻すことのできる金額をこえるときは、私に通知することなく、請求日以降預金口座残高が請求金額をこえた際に、引落としのうえ支払ってもさしつかえありません。
3. この契約を解除するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行においてこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑をかけません。
5. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。その際は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上